第二百三十二条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「を満たす無格付の証券化エクスポージャー」の下に「（第二百三十条第二項において準用する第二百二十五条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第二百三十三条第一項第二号イ中「0.0056×T」の下に「（当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、0.016×T）」を加える。

第二百三十七条第二項中「証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャー」に改め、「当該」の下に「再証券化エクスポージャーの」を加える。

第二百三十八条第三項中「証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャー」に改める。

第二百四十二条中第二項を削り、同条第三項中「次に掲げるオフ・バランス資産項目」を「適格流動性補完」に改め、「額に次に掲げる掛目を乗じた」及び同項各号を削り、同項を同条第二項とする。

第二百四十四条中「第二百二十六条第一項第五号」を「第二百二十六条第一項第三号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号ト及び第三十一条第二項の規定は、公布の日から適用する。

○金融庁厚生労働省告示第二号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年三月金融庁厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月三十一日から適用する。

平成二十三年五月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範
厚生労働大臣　細川　律夫

第二条第二項第六号を次のように改める。

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ　金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該金庫が行った証券化取引（金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト　証券化取引に関する会計方針

チ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

第二条第三項第六号イ中「オリジネーターである」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、⑽を⑿とし、⑻及び⑼を削り、⑺を⑽とし、⑹を⑼とし、⑸を⑻とし、同号イ⑷中「所要自己資本の額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中⑶を⑹とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

⑷　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

⑸　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

第二条第三項第六号イ中⑽の次に次のように加える。

⑾　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第二条第三項第六号ロ中「投資家である」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、同号ロ⑴中「種類別の内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ⑵中「所要自己資本の額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第三条第二項第七号を次のように改める。

七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ　連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト　証券化取引に関する会計方針

チ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

第三条第三項第七号イ中「オリジネーターである」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、⑽を⑿とし、⑻及び⑼を削り、⑺を⑽とし、⑹を⑼とし、⑸を⑻とし、同号イ⑷中「所要自己資本の額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中⑶を⑹とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

⑷　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

⑸　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳